# 宮城県イノシシ保護管理計画について

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(平成14年法律第88号)第7条

### I 計画策定について

近年,県南部から北上する形でイノシシの生息域が急速に拡大し、それに伴う農業被害も増大していることから、イノシシを適正に管理し、農業被害を軽減し、人と野生動物の共存を図るため「宮城県イノシシ保護管理計画」(以下「計画」という。)を策定することとした。

# Ⅱ 計画の概要

### 1 背景と現状

- ・ イノシシは江戸時代までは本県にも広く生息していたと考えられるが、明治期に伝染病のまん延により絶滅。その後、再び生息するようになり、昭和の終わりには県南の丸森町が北限とされた。しかし、近年、急速に生息域を拡大し現在では仙台市北部まで生息するようになった。これに伴い農業被害も拡大し、本県の獣類による農業被害金額の4割を占め、人との軋轢が増大している。
- ・ 要因としては、①繁殖力が高く捕獲数を上回る生息数の増大、②イノシシの生態的特徴を捉えていない防除方法、③中山間地域を中心とした耕作放棄地の増加と管理不足による農地周辺への侵出などが考えられる。

#### 2 計画期間

平成20年11月1日から平成24年3月31日まで(第10次鳥獣保護計画期間内)

#### 3 計画対象区域

白石市, 角田市, 蔵王町, 大河原町, 村田町, 柴田町, 川崎町, 丸森町, 仙台市, 亘理町, 山元町 ※その他の区域は警戒区域とする。

# 4 保護管理の目標

「イノシシ問題は農業問題」を基本として、農業被害を現在の半分程度とすることを目標に、高い捕獲圧による個体数の低減と生息域の縮小、イノシシの生態に則した被害防除対策、生息地の適正管理の推進、計画達成状況の検討・評価を行う。

## 5 個体数管理

- ・ 狩猟期間延長 11月15日から2月15日までの狩猟期間をイノシシに限り3月15日まで延長 する。ただし、延長期間については「わな猟」と「当該わなに掛ったイノシシを止めさしするための 銃器の使用」に限る。 ※止めさし=わなに掛かった捕獲物を確実に捕殺する行為
- ・ **特例休猟区** 計画対象区域内で指定される休猟区のうちイノシシによる被害が確認されている休猟 区については関係機関の合意によりイノシシの狩猟ができる区域に指定。
- ・ 狩猟者確保 農業被害者を主対象に臨時のわな免許試験を開催するなど狩猟者の確保を図る。
- ・ **農地周辺の捕獲圧の強化** わな猟免許を取得した農業者自らが「箱わな」により自己の耕作地等を 守る体制整備を図る。
- ・ **箱わなの推進** 農地及びその周辺に出没する個体捕獲,安全確保,錯誤捕獲防止のため「箱わな」 の使用を推進。捕獲効率の高い「くくわな」及び「銃器」については,地域の実情を十分に把握のし 危険防止を徹底した上で使用する。
- ・ 生息域の縮小 個体数増加による自然拡大のみならず人為的拡散を防止するための啓発と監視体制 の整備を図る。

# 6 被害防除対策

個体数管理だけで農業被害を低減することは困難であることから,専門家や研究機関の協力のもと, 鳥獣被害防止特措法等を活用し,集落や地区を単位とする計画的な電気柵等の普及を図る。

### 7 生息地の適正管理

中山間地域の耕作放棄地等の管理不足がイノシシの隠れ場等になることから、その管理や利用方法について多方面から検討を行う。

## 8 資源活用・残渣の適正処理

捕獲したイノシシについて自然からの贈り物との観点で、肉の有効利用を図るための、衛生的な処理 や流通のための環境整備や消費方法の検討を行う。また、残渣の適正処理の徹底を図る。

# 9 その他保護管理のために必要な事項

- ・ 広域連携 隣接県との連携を促進し、更なる生息域の拡大阻止を目指す。
- ・ 調査研究 計画の推進には科学的・計画的なモニタリングが必要不可欠であることから捕獲、農作物被害状況など各種調査を実施する。
- ・ 計画の検証 特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会イノシシ部会を設置し、捕獲・被害状況等について検討・評価を行い適切に目標の達成状況や各種施策の見直しを行う。
- ・ 計画の推進体制 地域住民,行政機関,狩猟団体,農林業団体等が相互に連携・協力できる体制整備を図る。